

# 佐賀市建築物耐震改修促進計画

## 【概要版】



平成20年9月  
平成30年8月《改定》

佐賀市

# 佐賀市建築物耐震改修促進計画の概要

## 【目的】

佐賀市では、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、生活の安心・安全を確保することを目的に、建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画を定めています。

近年の大規模地震の発生、耐震改修促進法の改正内容等を踏まえ、これまで以上に建築物の耐震化を促進し、人的・経済的被害を軽減することを目的として、平成20年9月に策定した「佐賀市建築物耐震改修促進計画」を見直します。

(2018年) (2025年)

**計画期間：平成30年度から平成37年度までの8年間**

## 【対象建築物】

本計画の対象は、建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前（旧耐震基準）に建築された以下の建築物とします。

### (1) 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅  
(兼用住宅及び併用住宅を含む。)

### (2) 沿道建築物

#### ◇沿道建築物

緊急輸送道路等の沿道の建築物のうち、地震によって倒壊した場合、多数の者の円滑な避難が困難となるおそれがある建築物

#### ◇避難路沿道建築物

沿道建築物のうち、特に耐震化が必要なものとして、耐震改修促進法で耐震診断の実施及びその結果の報告が義務化された建築物

### (3) 多数の者が利用する建築物

#### ◇多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物）

病院、店舗、旅館など多数が利用する建築物で、3階以上かつ1,000㎡以上のものなど

#### ◇大規模建築物

多数の者が利用する建築物のうち、特に耐震化が必要なものとして、耐震改修促進法に基づき耐震診断の実施及びその結果の報告が義務化された建築物

### (4) 防災上重要な施設

#### ◇防災上重要な施設（佐賀市地域防災計画に位置付けられた建築物）

拠点施設（庁舎等）、救護施設（消防関係施設、病院等）、避難施設（公民館、学校等）  
避難行動要支援者利用施設（幼稚園、保育所、社会福祉施設等）などの防災上重要な施設

#### ◇防災拠点建築物

防災上重要な施設のうち、特に耐震化が必要なものとして、耐震改修促進法に基づき耐震診断の実施及びその結果の報告が義務化された建築物



図 平成28年熊本地震による建築物の被害（熊本県益城町）  
出典：熊本地震デジタルアーカイブ

## 【耐震化の基本方針】

佐賀市では、地震時の建物倒壊等による人的被害の軽減に向けて、住宅の耐震化の更なる促進を図るとともに、市民の生活を守るための取組の実施により、市民の安心・安全の確保を目指します。

### 市民の暮らしを守るための取組

【重点的に取り組むもの】

○住宅

### 市民の生活を守るための取組

【重点的に取り組むもの】

○避難路沿道建築物 ○大規模建築物  
○防災拠点建築物

# 【耐震化率の目標】

## (1) 住宅

地震による住宅の倒壊から市民の命を守るため、国の方針及び県の目標を基に平成37年度末までに、おおむね解消を目指します。



## (2) 多数の者が利用する建築物（大規模建築物を含む）

地震による建築物の倒壊により、被害が甚大になるおそれがあることから、国の方針及び県の目標を基に平成37年度末までに、おおむね解消を目指します。



## (3) 防災上重要な施設（防災拠点建築物を含む）

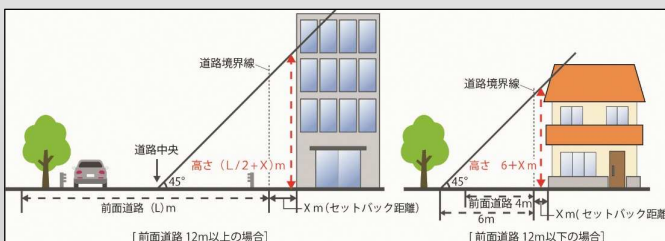
発災後の対応を円滑化するために、県の目標を基に平成32年度末までに95%、平成37年度末までに、100%を目指します。



## (4) 沿道建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

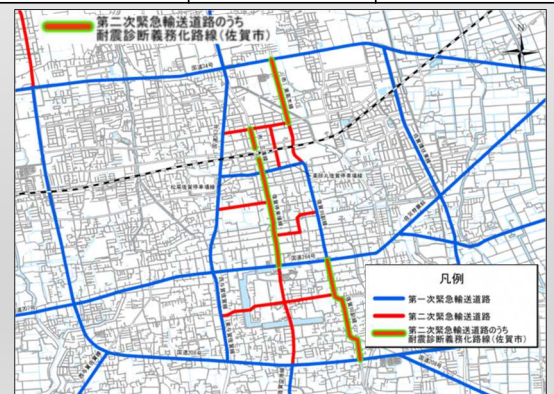
沿道建築物については、地震発生時にその機能が十分に発揮されることが望まれる道路である緊急輸送道路等の沿道の建築物において、建築物の倒壊等により、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある建築物であることから、県の目標を基に平成37年度末までに、おおむね解消を目指します。

また、建築物が地震によって倒壊した場合、佐賀市の区域における多数の者の円滑な避難が困難となることを防止するため避難、救急、救助活動等の観点から、耐震改修促進法第6条第3項第1号に規定される避難路を指定します。



平成37年度末【目標】  
(2025年)  
**おおむね解消**

路線名	区間	
	起点	終点
市道東高木線	佐賀北警察署前交差点	ほほえみ館入口交差点
市道三溝線	佐賀市駅前中央一丁目13	佐賀市神野東三丁目1
主要地方道佐賀停車場線	佐賀駅南口交差点	郵便局前交差点
主要地方道佐賀川副線	片田江交差点	大崎交差点



避難路沿道建築物（耐震診断義務化建築物）について、  
診断結果の報告期限：**平成34年（2022年）12月末**

# 耐震化を促進するための総合的な取組

## 1. 耐震化の促進に関する普及・啓発

- (1) セミナー開催、パンフレット・インターネット活用等による広報活動の充実
- (2) 地震ハザード情報の提供による意識啓発
- (3) 耐震改修と合わせた一体的なリフォームの促進
- (4) 空家対策と連携した住宅の耐震化率の向上
- (5) 耐震改修の円滑化のための新制度の活用
  - ①耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建蔽率の特例
  - ②耐震性に係る表示制度「基準適合認定建築物マーク」
  - ③区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

## 2. 耐震化の促進に関する環境整備

- (1) 相談体制の充実
- (2) 関係団体と連携した耐震診断・耐震改修の促進
- (3) 耐震改修に関わる人材の育成・確保

## 3. 耐震化の促進に関する支援

- (1) 税制・融資等の優遇措置の活用
- (2) 耐震診断・耐震改修に関わる補助制度の活用

## 4. 適切な指導等の実施

- (1) 耐震改修促進法に基づく指導
- (2) 建築基準法に基づく指導

## 5. 市有建築物の耐震化の促進

- (1) 市有施設の耐震化の促進

## 6. 地震時の総合的な安全対策

- (1) 天井の落下防止対策
- (2) 窓ガラス、内外装等の非構造部材の安全対策
- (3) ブロック塀倒壊防止 他
- (4) エレベーター・エスカレーターの安全対策
- (5) その他建築設備等の安全対策
- (6) 横断的な取組による安全対策
  - ①地震に伴う土砂災害等への対応
  - ②宅地の耐震化の促進
- (7) その他
  - ①身近にできる安全対策
  - ②部分改修、防災シェルター等の導入の支援
  - ③応急危険度判定体制の充実



図 ブロック塀倒壊・避雷針の倒壊  
出典：国土交通省国土技術政策総合研究所資料



図 天井の崩落  
出典：国土交通省国土技術政策総合研究所資料

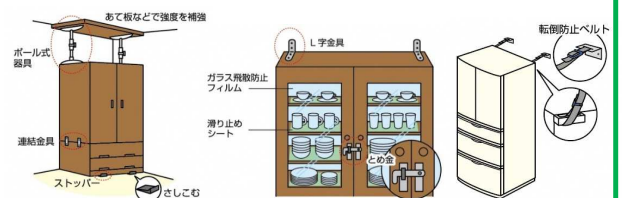


図 家具や家電の固定方法  
出典：内閣府防災情報

(問い合わせ先)

佐賀市役所 建設部 建築指導課

住所：〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

電話：0952-40-7170 FAX：0952-40-7392 MAIL：kenchikushido@city.saga.lg.jp